平成17年分　税の申告が始まります！

2月16日(木)～3月15日(水)(土曜・日曜日は除く)

税の申告は自分で書いてお早めに

平成17年分の市県民税の申告と所得税の確定申告がはじまります。期間中、市役所および各支所（旧町村役場）で申告相談・受付をします。申告相談の受付時間は、8時30分～12時、13時～17時です。

期間中は大変混雑が予想されますので、申告書はご自分で作成し早めの提出にご協力ください。なお、申告書は、郵送でも提出できます。

●所得税の確定申告

●問い合わせ先
今津税務署　☎(22)2561

◆申告が必要な方

・事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方など、平成17年中の所得の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方。

・給与所得者で、次の①～③に当てはまる方
①給与収入額が2千万円を超える方
②給与所得を受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える方
③2ヶ所以上から給与を受けている方

※給与所得者の還付申告等の簡易な所得税の確定申告は市役所でも受け付けます。ただし、次に該当する方は税務署で申告をしてください。
・住宅借入金等特別控除を受ける方
・土地や株などの譲渡所得がある方
・初めて事業所得の申告をする方
・青色申告をされる方

●市県民税の申告

●問い合わせ先
市役所税務課　☎(25)8116

◆申告が必要な方

・平成18年1月1日現在、高島市に居住している方。ただし、次の方を除きます。
①所得税の確定申告書を提出した方
②前年中の所得が給与所得だけで、年末調整を済ませている方
（勤務先から給与支払い報告書の提出があった方に限ります。）

※所得が全くない方でも、国民健康保険税の軽減措置、国民年金保険料の免除、児童手当の支給などを受けられる方は申告が必要です。

○必要なもの

・申告書用紙（送付のあった方）
・印　鑑
・預金通帳口座番号（申告者名義のもの）
・給与所得の源泉徴収票
・公的年金を受けている方は公的年金の源泉徴収票
・生命保険料や損害保険料などの支払い証明書
・医療費控除を受けようとする方は平成17年中に支払った医療費の領収書、または支払い証明書（集計しておいてください）
・国民年金保険料等の支払い証明書（今年から添付が必要です。）

※国民年金の控除証明書の再発行の問い合わせ先
社会保険庁　控除証明書専用ダイヤル
☎0570(00)9911
大津社会保険事務所
☎077(521)1789

・事業所得者等は収支内訳書（必ず自分で収支計算をしておいてください。）
・農業所得のある方は農機具の販売証明書（昨年新規に購入のもの）、小作料や雇用人の支払い領収書、カントリー利用料、土地改良費の証明書など

※証明書の添付がないと必要経費として控除することはできません。

※2ヘクタール以上の大規模農家の方は「収支計算」による所得計算をしていただくようお願いします。

※「農業所得」の特殊田畑（野菜・果樹・麦・大豆など）については標準が使えません。収入金額や必要経費の集計をお願いします。出荷伝票・領収書など）
・その他、所得控除に必要な領収書や証明など

★所得証明について

未申告の場合は、所得証明の発行はできません。ご注意ください。

○ご注意ください
（平成17年分申告からの改正点）
☆老年者控除（所得税控除額50万円・市県民税控除額48万円）が廃止になりました。
☆雑所得の計算で年齢65歳以上の方に対する公的年金等控除が改正されました。

○確定申告の地区申告相談

地区申告相談では、特に小規模事業者のために税理士会今津支部から派遣された税理士が、無料で相談に応じます。どうぞお気軽にご利用ください。（相談時間　9時30分～12時・13時～15時30分）

地　区	日　程	会　場
マキノ	20日(月) 28日(火)	マキノ支所
今　津	17日(金) 24日(金)	今津支所
朽　木	27日(月)	朽木支所
安曇川	23日(木) 3月3日(金)	安曇川支所
高　島	21日(火) 3月2日(木)	高島支所
新　旭	22日(水) 3月1日(水)	新旭公民館 ※注

※注）農業所得のある方・市県民税の申告は市役所税務課へ

○自宅パソコンで申告書の作成ができます!!

申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」が大変便利です。
・画面に基づき必要項目を入力するだけで確定申告書等が作成できます。
・カラープリンターで印刷した確定申告書が、そのまま提出できます。
・ホームページは24時間利用できます。
国税庁ホームページ
http://www.nta.go.jp

（税務課）

お知らせ

共同訓練

日米共同訓練の実施について

饗庭野演習場では、次のとおり日米共同訓練が実施される予定です。住民のみなさんのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

▼実施期間
2月19日(日)～3月3日(金)

▼実施部隊
・陸上自衛隊…中部方面隊第13旅団、第8普通科連隊
約300人
・米海兵隊…第1－23予備役大隊の中隊基幹
約250人

（企画調整課）

入札申請

建設業者の皆様へ

入札参加資格申請の受付がはじまります！

平成18・19年度の入札参加資格審査申請（建設業）の受付を次の日程で行います。高島市が発注する建設工事等の指名競争入札に参加を希望される方は、該当する受付期間に申請をしてください。

詳しい要項等については、高島市のホームページに掲載していますのでご覧ください。なお、高島市役所2階財政課でもお渡ししています。

▼受付期間
市内建設業
2月1日(水)～2月28日(火)
県内建設業
2月1日(水)～2月15日(水)
県外建設業
2月16日(木)～2月28日(火)

▼受付場所　高島市役所2階エントランスホール

▼問い合わせ先
財政課契約検査係
☎(25)8111
高島市役所ホームページ
http://www.city.takashima.shiga.jp

利用申込

安曇川文化芸術会館の利用申し込みを受け付けます

県立安曇川文化芸術会館は、滋賀県により運営されてきましたが、平成18年3月末をもって県から高島市へ移管される予定となりました。このため、平成18年度の会館使用の仮予約を以下の通り開始します。

1、仮予約の手続き基準

基本的には現在の県立安曇川文化芸術会館の基準に準じ仮予約を行います。

2、仮予約の手続きを行う期間
(1)期　間　3月31日(金)まで
(2)時　間　8時30分～17時
休館日(月曜日、休日の翌日)を除く
(3)場　所　県立安曇川文化芸術会館
安曇川町上小川106
☎(32)2461
FAX(32)2460

3、仮予約の受付対象日および受付方法
(1)受付対象日
・ホール…平成18年4月～平成19年3月分
・ホール以外…平成18年4月～平成18年9月分
先着順とします。
（施設利用希望者が仮予約の申込みを行うことができる期間）
・ホール…使用日の1年前の日の属する月の初日から10日前まで
・ホール以外…使用日の6月前の日の属する月の初日から10日前まで
（展示室を除きホールと併用使用する場合はホールと同時受付可）

4、申請者の承諾事項

仮予約をしようとする方は、以下の事項について承諾していただくこととなります。
(1)仮予約のため、平成18年4月中に高島市へ施設の使用承認の手続きを行ってください。
この手続きが行わなれないときは、仮予約の効力は失われます。
(2)仮予約の時点における使用の条件(使用料等)は、変更されますので、施設使用に係る詳細事項については、高島市へ正式な手続きを行う際に協議してください。

※その他詳しいことは、県立安曇川文化芸術会館☎(32)2461にお問い合わせください。

（生涯学習課）

災害共済

交通災害共済加入申込み受付中

交通災害共済は、不幸にして交通事故にあわれた方に見舞金をおくり救済しようとする相互扶助制度です。交通事故は、いつどこで自分の身や家族にふりかかってくるかわかりません。万一に備え家族そろって加入しましょう。

▼共済掛金　一人につき年額500円
（途中加入の場合も同額です。）

▼加入資格
・県内に住民登録または外国人登録をしている方
・県内の事務所、事業所、学校等に勤務または在学している方

▼共済期間　平成18年4月1日～平成19年3月31日(途中加入の場合は、申込みの翌日から平成19年3月31日まで)

▼対象となる事故　自動車・バイク・自転車・身体障害者用車いす等で道路上(国道・県道・市町村道等)を走行中に生じた交通事故。